

## (仮称) 新宿区移動等円滑化促進方針(素案)に関する パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

### 1 実施期間

令和3年7月15日(木)から8月15日(日)まで

### 2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者 10名

- ・郵送 3名
- ・ファックス 1名
- ・窓口持参 3名
- ・ホームページ 3名

### 3 意見数及び意見の方針への反映等

- ・意見数 160件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	方針全般に関する意見	4件	No. 1～4
2	「第1章 移動等円滑化促進方針の策定にあたって」に関する意見	59件	No. 5～63
3	「第2章 全体方針」に関する意見	68件	No. 64～131
4	「第3章 地域別方針」に関する意見	8件	No. 132～139
5	「第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて」に関する意見	7件	No. 140～146
6	その他の意見	14件	No. 147～160

- ・意見の方針への反映等

- A 意見の趣旨を方針に反映する、意見を踏まえて修正する 42件
- B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ 2件
- C 意見の趣旨に沿って方針を推進する 8件
- D 今後の取組の参考とする 1件
- E 意見として伺う 27件
- F 質問に回答する 52件
- G その他 28件

### 4 意見要旨と区の考え方

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項目	説明
【章】	頂いたご意見の内容が方針のどの章に対するご意見であるか示しています。
【ページ】	頂いたご意見の内容が方針のどのページに対するご意見であるか示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	方針への反映等については、上記のA～Gの分類で示しています。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
1	方針全般	-	文書のゴシック体文字使用、ゴシック体文字とアンダーライン使用、ゴシック体色文字使用、行間隔の不統一再考いただけませんか。色弱者にとって読みづらいです。	A ご意見を踏まえて修正します。 文書の書体などを修正し、より分かりやすい記載にします。
2	方針全般	-	本文中の用語で、用語解説があるものは、その用語に「*」の印を付けて下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 用語解説があるものは、その用語に「*」の印を追記します。
3	方針全般	-	「促進方針とは、・・・」の語句から始る箇所が132箇所見られます。促進方針のどれに該当し記述されているか、すぐに分かりません。簡潔、明瞭な報告書作成の再考願います。	E ご意見として伺います。 「促進方針」で始まる語句については、方針で示していることがより分かりやすくなるよう、使用しています。
4	方針全般	-	ここまで多色で、写真を多く使用し上で、本書を作成する必要ありますか。本書の販売価格も高価となりますので、区民が本書を入手しやすくする観点も考慮に入れ、適切な本書作成の再考を是非願います。	E ご意見として伺います。 写真については、方針の内容がより分かりやすくなるよう、使用しています。
5	1章	2	本書において、法にいう「高齢者、障害者等」と単に記載されています。「高齢者、障害者等」は、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者、視覚障害者、聴覚障害者及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者を全て含んで、本書は作成されていることを明記下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 方針に「高齢者、障害者等」の定義を追加します。
6	1章	2	国では、平成18年にバリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が制定されました。H17年に策定された「新宿区交通バリアフリー基本構想」は、H12年制定の交通バリアフリー法に基づき策定されたか、H18年のバリアフリー新法も考慮に入れた上で策定されたか、教示下さい。	F ご質問に回答します。 「新宿区交通バリアフリー基本構想」は、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」は考慮しておらず、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」に基づき策定しました。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
7	1章	2	区では、H6年制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)の取り組みがどの様であったか教示下さい。	F ご質問に回答します。 区では、昭和59年に「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱」を施行し、建築主等の協力により高齢者、身体障害者等が建築物を円滑に利用できるよう建築物の整備を進めてきました。平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」が制定された以降も、ハートビル法と要綱に基づき、建築確認申請等の際に建築主等へ指導、誘導等を行い高齢者、身体障害者等が建築物を円滑に利用できるよう建築物の整備を進めてきました。
8	1章	2	H19.3高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 本特定事業計画書は、区HPにアップされていますか。そのURLを教示下さい。	F ご質問に回答します。 高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画の概要について、ご意見を踏まえ、新たに区のホームページに掲載しました。URLは以下のとおりです。 <a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file/13_11_00001.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file/13_11_00001.html</a>
9	1章	2	H19.3高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 「交通バリアフリー基本構想」(H17.4)の第4章部分が、H19.3高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画に相当するのですか。	F ご質問に回答します。 「高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画」は、区が策定した「新宿区交通バリアフリー基本構想」に基づき各事業者が作成しました。
10	1章	2	H19.3高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 特定事業計画のうち、交通安全特定事業計画は、「新宿区交通バリアフリー交通安全特定事業計画(高田馬場駅周辺地区)」(H.19.6東京都公安委員会)がこれに相当するのですか。	F ご質問に回答します。 「新宿区交通バリアフリー交通安全特定事業計画[高田馬場駅周辺地区](平成19年6月 東京都公安委員会)」が高田馬場駅周辺地区における交通安全特定事業計画に該当します。
11	1章	2	H19.3高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 特定事業計画と本ページでは記載されていますが、H19.3高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画に記載されている特定事業のどの範囲(公共交通、道路、交通安全)までかを記述下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 特定事業の範囲について、方針に記載します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
12	1章	2	H20.3新宿駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 本特定事業計画書は、区HPにアップされていますか。そのURLを教示下さい。	F ご質問に回答します。 新宿駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画の概要について、ご意見を踏まえ、区のホームページに新たに掲載しました。URLは以下のとおりです。 <a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file/13_11_00001.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file/13_11_00001.html</a>
13	1章	2	H20.3新宿駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 特定事業計画のうち、交通安全特定事業計画は、「新宿区交通バリアフリー交通安全特定事業計画〔新宿駅周辺地区〕」(H21.8東京都公安委員会)がこれに相当するものですか。	F ご質問に回答します。 「新宿区バリアフリー交通安全特定事業計画〔新宿駅周辺地区〕(平成21年8月 東京都公安委員会)」が新宿駅周辺地区における交通安全特定事業計画に該当します。
14	1章	2	H20.3新宿駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画について教示下さい。 特定事業計画と本ページでは記載されていますが、H20.3新宿駅周辺地区交通バリアフリー特定事業計画に記載されている特定事業のどの範囲(公共交通、道路、交通安全)までかを記述下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 特定事業の範囲について、方針に記載します。
15	1章	2	特定事業計画の用語解説が巻末に記載されています。以下について再考願います。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、特定事業計画には路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業が記載されています。改正バリアフリー法ではここまでの範囲が特定事業計画に定めが規定されている事を本書に記載されるかどうか、再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 方針における特定事業計画とは、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」で規定しているものであり、そのことが分かるよう用語解説を修正します。 また、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に規定する「移動等円滑化基本構想」に基づく事業計画のため、記載していません。
16	1章	2	「促進方針では、特定事業計画の作成が難しいエリアにおいても、多様な視点から中長期的にバリアフリー化の方針を示すことができます」と記載されています。以下、教示下さい。 「特定事業計画の作成が難しい」とは、どのような意味ですか。	F ご質問に回答します。 特定事業計画の作成が難しいとは、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(令和3年3月国土交通省)」で示す、「道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設のバリアフリー化事業の調整が難しい」ことを意味しています。 そのことが分かるよう、表現を工夫します。

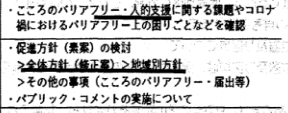
No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
17	1章	2	<p>「促進方針では、特定事業計画の作成が難しいエリアにおいても、多様な視点から中長期的にバリアフリー化の方針を示すことができます」と記載されています。以下、教示下さい。</p> <p>交通バリアフリー法では、特定事業計画が公共交通、道路、交通安全施設に限定され、バリアフリー法では特定事業計画の範囲が広がったからですか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正により、方針では、ハード面の整備のみならず、こころのバリアフリーや情報提供など、ソフト面の取組みについても示すことができるからです。</p>
18	1章	2	<p>「促進方針では、特定事業計画の作成が難しいエリアにおいても、多様な視点から中長期的にバリアフリー化の方針を示すことができます」と記載されています。以下、教示下さい。</p> <p>「難しいエリア」とは、高田馬場駅、新宿駅の周辺地区内の一区画の事を指すのか、それ以外の地区のエリアを指しますか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 特定事業計画の作成が難しいエリアとは、道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設のバリアフリー化事業の調整が難しいエリアのことです。</p>
19	1章	2	<p>「促進方針では、特定事業計画の作成が難しいエリアにおいても、多様な視点から中長期的にバリアフリー化の方針を示すことができます」と記載されています。以下、教示下さい。</p> <p>「多様な視点」とは、上記に記した様に、法改正により特定事業計画の範囲が広がったことによるのですか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 多様な視点とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正により、ハード面の整備のみならず、こころのバリアフリーや情報提供など、ソフト面での取組みについても示すことができるからです。</p>
20	1章	2	<p>策定の目的が明確に記載されていません。改正バリアフリー法の趣旨を理解の上で、目的を明確に記載され、マスタープランを策定する旨を記載下さい。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。 策定の目的が明確に分かるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で規定する「移動等円滑化促進方針」の内容と、区が「新宿区移動等円滑化促進方針」で示す内容を区別するなど、表現を工夫します。</p>
21	1章	3	<p>「移動等円滑化促進方針とは」どのような内容であるか、冒頭に記述されています。以下の点について、再考願います。</p> <p>第二十四条の二の2項を踏まえ、法上、促進方針とは、どのような内容であるか十分理解の上で、下記例を参照され、分かり易く記載下さい。</p> <p>移動等円滑化促進方針とは、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を、「移動等円滑化促進地区」に指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で規定する「移動等円滑化促進方針」とはどのような内容であるかについて、より分かりやすくなるよう、表現を工夫します。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
22	1章	3	<p>「移動等円滑化促進方針とは」どのような内容であるか、冒頭に記述されています。以下の点について、再考願います。</p> <p>「促進方針とは、区全体において一層のバリアフリー化を図るため」と記載されています。本書では、区全体の促進方針がP27～62、地域別の促進方針がP65以降に記載されています。従って、「促進方針とは、区全体において一層のバリアフリー化を図るため」の記載は誤解を生じますので、「区全体において」の記述は再考され、ここでは、促進方針の法上での定義を記載下さい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区は、区のみまちづくりの方針を示す都市マスタープランの地域区分と整合を図った地域別のバリアフリー方針(地域別方針)を定め、地域特性を踏まえたバリアフリー化を進めることで、区全体において一層のバリアフリー化に取り組んでいきます。</p>
23	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>位置づけ、作成背景はP2、P26に別々に記載されています。本書の構成や分かり易い本書の作成を願います。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>方針の位置づけについては、策定の背景やこれまでのバリアフリーに関する区の取組みを示した「第1章 移動等円滑化促進方針の策定にあたって」の内容を踏まえ、方針全体に関わる内容として示すため、「第2章 全体方針」に記載しています。</p>
24	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>「移動等円滑化促進地区の特性」と記載されています。ここで記載の促進地区は、区全体ですか、都市マスでの8地域を指しますか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。</p> <p>また、方針では、区全域を「移動等円滑化促進地区」としています。</p>
25	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>「移動等円滑化促進地区の特性」と記載されています。「特性」の記載内容が、P9～24、P65等での概況、課題であれば、促進地区の概況、これまでの取り組みと記載内容に則した語彙の再考を願います。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。</p> <p>また、移動等円滑化促進地区の特性については、方針のP.28に記載しています。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
26	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>移動等円滑化促進地区の位置及び区域は、例えばP76の図の赤点線の区域を指すのか、教示下さい。</p>	<p>ご質問に回答します。</p> <p>方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。</p> <p>また、方針では、区全域を「移動等円滑化促進地区」としています。方針P.76の図の赤点線は「移動等円滑化促進地区」の区域を示したのではなく、地域の主なバリアフリー化に向けた取組みの主な対象となる範囲を記載したものです。</p>
27	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>移動等円滑化促進地区の位置及び区域について、「境界設定の考え方」とあります。P76にその記載がありません。記載下さい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。</p> <p>また、境界設定の考え方については、方針のP.28に記載のとおりです。</p>
28	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>移動等円滑化促進地区の位置及び区域について、「地区の範囲の考え方」とあります。P76の赤の点線では、隣接区も含んでいます。P76にその記載がありませんので、記載下さい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>方針P.76の図の赤点線は「移動等円滑化促進地区」の区域を示したのではなく、地域の主なバリアフリー化に向けた取組みの主な対象となる範囲を記載したものです。</p>
29	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>「これらにおける移動等円滑化の促進に関する事項」は、「各施設・経路におけるバリアフリーに向けた配慮事項」と同一の事ですか。そうであれば「各施設・経路におけるバリアフリーに向けた配慮事項」を表の左に記載され、右表には、協議会で出された、円滑化を更に促進する為の具体的改善点を分かり易く記載下さい。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。</p> <p>そのことが分かるよう、表題を修正します。</p>
30	1章	3	<p>移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。</p> <p>「こころのバリアフリー」と記載されています。国、他自治体の広報では「心のバリアフリー」と記載されています。「こころ」を用いる事由を教示下さい。</p>	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「こころのバリアフリー」の記載については、子どもにも分かりやすく浸透するよう、ひらがなで記載しています。</p> <p>なお、区における障害者のための施策に関する基本的な計画である「新宿区障害者計画」において、「こころのバリアフリー」と記載しています。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
31	1章	3	移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。 行為の届け出に関し、「何の行為の」「何を届け」「何の為に届け出る」かについて記載下さい。現記載内容だけでは不明です。	E ご意見として伺います。 方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。 また、行為の届出に関する事項の内容については、方針のP.120に記載しています。
32	1章	3	移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。 行為の届け出に関し、本書で、行為の届け出の記載が、「移動等円滑化方針策定後の進め方」の一部となっています。当「行為の届け出」は、「その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項」ですか。	F ご質問に回答します。 方針のP.3で示す表については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で規定する事項とそれに対応する内容を示しています。 そのため、「行為の届出に関する事項」については、「その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項」ではありません。
33	1章	3	移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。 「その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項」について、上記以外のソフト施策は、本書のどこに記載されているか教示下さい。(P35ですか)	F ご質問に回答します。 「その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項」について、「上記以外のソフト施策」は、方針のP.116、P.117に記載しています。
34	1章	3	移動等円滑化促進方針に示す事項の表の内容に関し、下記再考願います。 「その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項」について、地域特性に応じた施策は、本書のどこに記載されているか教示下さい。	F ご質問に回答します。 地域特性に応じた施策は、方針のP.66からP.107に記載しています。
35	1章	5	UD条例をバリアフリー法施行前に制定された区の見性は認め、特別特定建築物に、特定建築物を追加されたことは理解するものの、P29の生活関連施設の設定の前に、1-3として、特定建築物の制度を記載する事の再考を願います。	E ご意見として伺います。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、方針では生活関連施設における移動等円滑化の促進に関する事項を定めることとなっています。 そのため、特定建築物の制度については、方針に記載していません。
36	1章	5	色文字の使用は止めて下さい。高齢者は、老眼で色弱です。(緑文字)	E ご意見として伺います。 色文字の使用にあたっては、多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立つことに配慮し、様々な色の見え方を確認しています。



No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
37	1章	7	検討のフローチャートを記載され、その上で協議会の流れを記載下さい。検討のフローが「工程」となっており、分かりにくいです。	G ご意見を踏まえて対応します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
38	1章	7	協議会メンバーに「子育て世代等の当事者」とあります。選定理由を記載下さい。	E ご意見として伺います。 方針における「高齢者、障害者等」には、「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)」で示す高齢者、全ての障害者及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれています。
39	1章	7	以下の記載は、再考願います。 	G ご意見を踏まえて対応します。 表の記載について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
40	1章	9	令和2年「新宿区の概況」PI-20のH27年国勢調査の昼間人口は、775、549となっています。本書の数値と違います。	G ご指摘を踏まえて修正します。
41	1章	10	グラフ表題の「愛の手帳数」の箇所に、知的障害者数と付記下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 グラフ表題に、「愛の手帳所持者数(知的障害者)」と記載します。
42	1章	11	乗降客数5000人以上と記載されていますが、円滑化基準に合致するか、教示下さい。	F ご質問に回答します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、区内各鉄道事業者が国土交通省に提出した「移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)」では、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(公共交通移動等円滑化基準)」について、令和元年度時点で、区境駅を含む49駅中12駅が適合しています。
43	1章	11	国の移動等円滑化の目標(R7年末)に対し、どのような状況であるか教示下さい。	F ご質問に回答します。 鉄道事業者や道路管理者などは、令和3年4月に改正施行された「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)」における移動等円滑化の目標を踏まえ、移動等円滑化の促進に取り組んでいます。区は、鉄道事業者などの取組の進捗状況を確認していきます。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
44	1章	12	表の罫線とアンダーライン、ゴシック体文字が煩雑となっており、非常に見づらい表となっています。是非とも再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 文書の書体やアンダーラインを修正し、より見やすい記載にします。
45	1章	12	バス、タクシーの円滑化基準の水準がどの様になっているか、簡潔に記載下さい。	F ご質問に回答します。 バス車両については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)」における移動等円滑化の目標において、約80パーセントに当たる約4万台について、令和7年度までにノンステップバスを導入することとなっています。 また、タクシー車両については、同基本方針の移動等円滑化の目標において、総車両数の約25パーセントについて、令和7年度までにユニバーサルデザインタクシーとすることとなっています。 また、バス、タクシーに関する同基本方針の移動等円滑化の目標について、参考資料として方針に記載します。
46	1章	13	重点整備地区と記載されています。当言葉は、用語解説に記載されていますが、P13までその説明がありません。重点整備地区は、交通バリアフリー法での規定ですか、バリアフリー法にも、その規定があるのですか、教示下さい。	F ご質問に回答します。 方針における重点整備地区は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」に基づき平成17年に策定した「新宿区交通バリアフリー基本構想」において定めたものを引用しています。 交通バリアフリー法で規定する用語であることが分かるよう、用語解説を修正します。 なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」においても重点整備地区の規定があります。
47	1章	13	新宿区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例で定義されている「特定道路」に指定されている区道の現況図を教示下さい。	F ご質問に回答します。 特定道路に該当する道路(区道、都道、国道)の指定状況については、方針のP.31に記載のとおりです。 また、特定道路に指定されている区道の現況図については、区の窓口及びホームページで公開している「道路台帳」で閲覧することができます。
48	1章	19	重点整備地区の黄色の線の西側部分が記載されていない。赤の矢印線と重なるので記載しなかったのですか。	G ご意見を踏まえて対応します。 重点整備地区の黄色の線の西側部分が見えるよう、赤の矢印線の位置を修正します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
49	1章	19	赤の矢印線、青の矢印線の凡例説明が無いです。記載下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 赤及び青の矢印線の凡例を追記します。
50	1章	19	凡例のオレンジ矢印線は、赤の矢印線の事ですか。	F ご質問に回答します。 凡例のオレンジの矢印線は、赤の矢印線とは異なり、部分的な経路のバリアフリー化がされている箇所を示しています。
51	1章	19	地形図がボケています。最終図では明瞭な図として下さい。	E ご意見として伺います。 本図については、「新宿区交通バリアフリー基本構想」のP.39で示す「新宿駅周辺現況整理図及び重点整備地区」のデータを活用し、作成しています。
52	1章	19	図中の表題「新宿駅周辺現況整理図及び重点整備地区」の表題が目立ち、本図が、未完了の特定事業を示す図であることが理解できませんので、図中の表題「新宿駅周辺現況整理図及び重点整備地区」を削除下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
53	1章	19	図面の流用で、本図が煩雑となっていますので、未完了のみの図面とされる事を再考下さい。	E ご意見として伺います。 本図については、特定事業計画における未完了の事業の進捗が分かるよう、実施中の事業についても記載しています。
54	1章	21	黒の点線の説明文字が不鮮明です。凡例の箇所に記載下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 黒の点線の凡例を追記します。
55	1章	21	駅より500mの範囲は、徒歩圏を示していますか。教示下さい。	F ご質問に回答します。 本図における駅より500mの範囲は、「新宿区交通バリアフリー基本構想」における徒歩圏を示しています。 また、そのことが分かるよう、凡例を追記します。
56	1章	21	凡例に「特定経路」「準特定経路」とありますが、説明下さい。特定道路の事ですか。	F ご質問に回答します。 「特定経路」「準特定経路」とは、「新宿区交通バリアフリー基本構想」で定める、駅から周辺の主要な施設の入口までの経路のことです。
57	1章	21	凡例の下に「赤四角線で未着手、青四角線で実施中」とあります。図中の赤の太線、青の矢印線がありますが、この事ですか。図面を丁寧に作成下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
58	1章	21	黄色点線の広域避難場所が、図中にありません。教示下さい。	F ご質問に回答します。 黄色点線の広域避難場所については、本図中央下に一部記載の都立戸山公園が該当します。
59	1章	21	図中の表題「高田馬場周辺地区における重点整備地区」が目立ち、本図が、未完了の特定事業を示す図であることが理解できませんので、図中の表題「高田馬場周辺地区における重点整備地区」を削除下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
60	1章	21	図面の流用で、本図が煩雑となっていますので、未完了のみの図面とされる事を再考下さい。	E ご意見として伺います。 本図については、特定事業計画における未完了の事業の進捗が分かるよう、実施中の事業についても記載しています。
61	1章	23	記載の取り組みは、P7の策定の経過のどの時期に行われか教示下さい。	F ご質問に回答します。 方針のP.23に記載の特定事業計画以外の実施状況については、特定事業計画策定後の平成20年から令和2年にかけて、各事業者が主体的に行ってきました。
62	1章	23	協議会では、課題に対する対応を各事業者に求める権能を有している組織体であったのか、教示下さい。協議会要綱にその定めはありますか。	F ご質問に回答します。 「新宿区交通バリアフリー基本構想」策定後、特定事業計画の作成支援及び円滑な進捗を図るため、平成17年に設置した「新宿区交通バリアフリー推進委員会」では、課題に対する対応を各事業者を求める機能は有しておらず、当該委員会の設置要綱にその定めはありません。 また、方針策定のための「新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会」には、各事業者も構成委員となり、方針の策定を進めています。
63	1章	23	P23の冒頭3行の文章を読みやすくして下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 方針のP.23の文章について、より読みやすくなるよう修正します。
64	2章	26	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律より、国が定める基本方針を記載下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)」については、方針のP.26の位置づけに記載しています。 また、当該基本方針の概要について、参考資料として方針に記載します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
65	2章	26	フローの「バリアフリー法に基づく移動等円滑化推進に関する基本方針」(⇒基づく)及び交通施策基本法、差別解消法(⇒反映)の表記、再考下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
66	2章	27	区全域のバリアフリー水準の底上げと記載されています。国の定める移動等円滑化の目標を記載下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)」における移動等円滑化の目標の概要について、参考資料として方針に記載します。
67	2章	27	区では令和7年までどこまでを目標に掲げるか記載下さい。	E ご意見として伺います。 方針に基づいた整備については、建替えや改修、まちづくりの機会を捉え、各事業者の主体的な取組みを働きかけていきます。
68	2章	27	「区全域のバリアフリー水準の底上げ」の意味は、P41に示すガイドラインに示されていない「〇〇移動等円滑化基準」に対する配慮事項を目指すとの事ですか。	F ご質問に回答します。 区全域のバリアフリー水準の底上げとは、区全域において、高齢者、障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるようバリアフリー化を推進するということです。
69	2章	27	基本方針の題名だけでなく、方針の中身を記載下さい。	E ご意見として伺います。 基本方針に基づいた取組みについては、「第3章 地域別方針」や「第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて」に記載しています。
70	2章	28	法2条23の規定であることを明記下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で規定する「移動等円滑化促進地区」、「生活関連施設」、「生活関連経路」の要件及び定義について、バリアフリー法第何条の規定であるか、方針に記載します。
71	2章	28	定義と記されていますが、法では「要件」とされています。本書の中ほどにも要件と記載されていますので、定義ではなく要件と記載下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の表現に合わせ、「バリアフリー法第二条の二十三における移動等円滑化促進地区の要件」と記載します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
72	2章	28	一般交通用施設と記載されています。バリアフリー法上での定議を明記下さい。用語解説に記載ありません。(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)	A ご意見を踏まえて修正します。 一般交通用施設について、用語解説に記載します。
73	2章	29	生活関連施設を合計384設定されています。バリアフリー法の定義外の一般的な意味の生活関連施設総数(母数)のうち、何パーセントであるか、それぞれ教示下さい。	F ご質問に回答します。 生活関連施設の設定については、鉄道駅、公共施設、福祉施設、病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場など、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や他の法令で対象となる区内の約2,500施設のうち、不特定多数の利用が想定される384施設(約15%)を生活関連施設に設定しました。
74	2章	29	設定の妥当性は、何を根拠とされているか教示下さい。	F ご質問に回答します。 方針では、鉄道駅、公共施設、福祉施設、病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場など、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や他の法令で対象となる施設のうち、鉄道駅や公共施設、福祉施設、病院、図書館などについては、高齢者、障害者等が多く利用することが想定されるため、全て生活関連施設に設定しています。 商業施設やホテルなど、一部の施設については、より多くの利用が想定される施設を抽出するため、他の法令で規定する届出の対象となる一定規模以上の施設を、生活関連施設に設定しています。 また、生活関連施設の設定にあたっては、「新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会」や当事者団体等ヒアリング調査、アンケート調査などで意見を伺い、検討を行いました。
75	2章	29	384施設は、P69以降の表に記載されている施設ですか教示下さい。	F ご質問に回答します。 生活関連施設は、方針のP.69以降の各地域の生活関連施設一覧に記載しています。
76	2章	29	文化、教養、教育施設に神社、仏閣、保育所は入らないか。	F ご質問に回答します。 方針における生活関連施設は、不特定多数の利用が想定される施設を対象としており、神社や寺院、保育所は生活関連施設に設定していません。
77	2章	30	「移動等円滑化基準」との表記でなく、道路移動等円滑化基準と記して下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 「移動等円滑化基準」を「道路移動等円滑化基準」に修正します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
78	2章	30	広域幹線、地域幹線、地区内主要道路は、すべて特定道路に指定されているのでしょうか、教示下さい。	F ご質問に回答します。 特定道路は、鉄道駅周辺で多数の高齢者、障害者等の利用が見込まれる道路を対象として、国土交通省が平成20年12月に指定、令和元年7月に追加指定しました。 広域幹線道路、地域幹線道路、地区内主要道路は、それぞれ一部が特定道路に指定されています。
79	2章	30	「移動等円滑化基準の経過措置を基本として整備」とあります。「経過措置を基本として整備」の意味を記載下さい。準特定道路とするの意味ですか、教示下さい。	F ご質問に回答します。 道路移動等円滑化基準の経過措置では、歩道に代えて、歩行者の安全な通行を確保するための事項が定められています。方針のP.38に記載のとおり、生活関連経路は道路移動等円滑化基準への適合を目指すことが基本となりますが、歩道のない道路も多く、実情に応じた整備を進める必要があることから、区は、当該基準の経過措置で定める事項を踏まえ、整備を推進します。 また、道路移動等円滑化基準の経過措置の概要については、用語解説に記載しています。
80	2章	30	R1.7に追加指定の特定道路は、WEB上の下記のものでしょうか。 また、R1.7に追加指定の特定道路の情報開示は可能ですか。 様式②特定道路に該当する道路(案)図面 <a href="https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/design_activities/tokutei/pdf/13-02.pdf">https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/design_activities/tokutei/pdf/13-02.pdf</a>	F ご質問に回答します。 当該URLに掲載の図面は、平成31年2月の特定道路の追加指定(案)になります。 令和元年7月に追加指定された特定道路の情報については、区の窓口で閲覧することができます。
81	2章	30	特定道路の総延長、区道、都道、国道の何%であるか示して下さい。	F ご質問に回答します。 区内の特定道路の総延長距離は約41kmになります。 また、区内の道路のうち、区道の約6%、都道の約42%、国道の約54%が特定道路に指定されています。
82	2章	30	生活関連施設を384施設設定に伴い、特定道路の更なる追加指定が必要と考えます。そのスケジュール等を教示下さい。	F ご質問に回答します。 特定道路の追加指定については、国土交通省が行うものです。
83	2章	30	「※特定道路の整備に向けた考え方については、指定された道路の都市マスタープランによる位置づけ及び道路の状況により対応します。」と記載されています。記載内容が理解できません。分かり易く、丁寧に記述下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 文章について、より分かりやすくなるよう修正します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
84	2章	31	<p>凡例の「事業中・優先・計画」において、点線表示の区別が、図中、識別出来ません。再考下さい。</p> 	G ご意見を踏まえて対応します。 図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
85	2章	31	<p>優先とあるのは、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業計画)」で設定されている優先整備路線である意味ですか。</p>	F ご質問に回答します。 本図の凡例における「優先」とは、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業計画)」で設定されている優先整備路線を指します。
86	2章	31	<p>着色された区画道路は、準特定道路を指しますか。</p>	F ご質問に回答します。 着色された区画道路は、方針における生活関連経路の一種です。
87	2章	31	<p>図が見えにくいので、8地域地区の境界線は削除等、工夫願います。</p>	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
88	2章	31	<p>図示の特定道路は、384施設にとって必要な特定道路を図示されているのでしょうか。それとも、令和元年7月追加指定のものを単に図示しているのでしょうか。教示下さい。</p>	F ご質問に回答します。 方針に記載の特定道路は、平成20年12月に指定、令和元年7月に追加指定された特定道路を図示しています。
89	2章	31	<p>図には384の施設全部が表示されていますか、確認下さい。</p>	F ご質問に回答します。 本図には、生活関連施設384施設全てを図示しています。
90	2章	33	<p>地下バリアフリールート(車椅子で単独移動可能)と記されています。バリアフリールートの用語の意味が、車椅子で移動可能な経路とのみ解釈される恐れがありますので、再考下さい。また、単独移動可能とは、「補助者なし」での意味ですか。</p>	A ご意見を踏まえて修正します。 単独移動可能とは、介助なしで安全に移動できることを指します。
91	2章	35	<p>「■移動円滑化促進方針の連携イメージ」と記載されています。 表題、副題と整合しませんので、「■移動円滑化促進の連携イメージ」とする事を再考下さい。</p>	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
92	2章	35	<p>フローチャートは、以下の工夫、再考等をお願いします。 ユニバ、まちづくり、道路整備、交通安全の上に「区・都の事業計画」と記されると、本文記載内容と関連付けて、本書を読む事が出来ます。</p>	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。



No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
93	2章	35	フローチャートは、以下の工夫、再考等を願います。 ユニバ、まちづくり、道路整備、交通安全の着色の色を変えています。必要ありますか。着色し過ぎで却って、見にくいです。	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
94	2章	36	パンフレット(新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例)と同一ですが、文字が色に紛れて高齢者に非常に読みづらいです。是非、改善下さい。	E ご意見として伺います。 色文字の使用にあたっては、多様な色覚に配慮して、情報になるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立つことに配慮し、様々な色の見え方を確認しています。 また、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に関するパンフレットの改訂の際など、ご意見を参考にさせていただきます。
95	2章	37	飯田橋駅周辺計画である「飯田橋駅東口周辺地区のまちづくり」は、その構想がH31.3公表されています。また、東京都で検討された「飯田橋駅周辺基盤再整備構想」はR2.9に公表されています。公表資料ですので、本書に概要記載下さい。	E ご意見として伺います。 飯田橋駅周辺のまちづくりについては、本図において、区が鉄道事業者や道路管理者等と鉄道駅周辺の都市基盤について、検討を進めているエリアの例として参考に記載しています。
96	2章	37	新宿三丁目駅周辺の計画である、新宿三丁目地区交通基盤整備は、2022年5月にその整備方針が明らかとなっていますので、本書に概要を記載下さい。	E ご意見として伺います。 新宿三丁目駅周辺のまちづくりについては、本図において、区が鉄道事業者や道路管理者等と鉄道駅周辺の都市基盤について、検討を進めているエリアの例として参考に記載しています。
97	2章	37	その他箇所も記載下さい。計画名を記載理由が理解できません。	E ご意見として伺います。 高田馬場駅及び新宿駅周辺のまちづくりについては、本図において、区が鉄道事業者や道路管理者等と鉄道駅周辺の都市基盤について、検討を進めているエリアの例として参考に記載しています。
98	2章	38	表中に「移動等円滑化基準の経過措置」と記載されています。経過措置とは何か、出典(ガイドラインに記述されているか)と内容を詳細に記載下さい。	F ご質問に回答します。 道路移動等円滑化基準の経過措置では、歩道に代えて、歩行者の安全な通行を確保するための事項が定められています。方針のP.38に記載のとおり、生活関連経路は道路移動等円滑化基準への適合を目指すことが基本となりますが、歩道のない道路も多く、実情に応じた整備を進める必要があることから、区は、当該基準の経過措置で定める事項を踏まえ、整備を推進します。 また、道路移動等円滑化基準の経過措置の概要については、用語解説に記載しています。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方										
99	2章	38	本ページ最後に「生活関連経路のバリアフリー化に関連する道路整備・交通安全事業等について次ページに示します。」と記載されています。当記載すべき場所はP35のフローの後と思いますが、再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 当該文章は、次項の「道路整備・交通安全事業位置図」を指しているため、そのことが分かるよう文章を修正します。										
100	2章	38	本ページ最後に「生活関連経路のバリアフリー化に関連する道路整備・交通安全事業等について次ページに示します。」と記載されています。よって、P39の場所も変更されたい。	A ご意見を踏まえて修正します。 当該文章は、次項の「道路整備・交通安全事業位置図」を指しているため、そのことが分かるよう文章を修正します。										
101	2章	41	配慮事項の記載の前に、公共交通、道路、路外駐車、都市公園、建築物のそれぞれの移動等円滑化適合基準を、記載下さい。 記載箇所は、本ページの箇所とは考えられませんので、別途、「章・節立て」の上記載を是非願います。 <table border="1" data-bbox="395 840 925 1070"> <tr> <td>公共交通 移動等円滑化基準</td> <td>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準</td> </tr> <tr> <td>道路 移動等円滑化基準</td> <td>特定道路、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行う時、当該特定道路、当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準</td> </tr> <tr> <td>路外駐車場 移動等円滑化基準</td> <td>移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準</td> </tr> <tr> <td>都市公園 移動等円滑化基準</td> <td>移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準</td> </tr> <tr> <td>建築物 移動等円滑化基準</td> <td>・必要となる情報を適切に提供 ・適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う ・特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な措置及び助言</td> </tr> </table>	公共交通 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準	道路 移動等円滑化基準	特定道路、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行う時、当該特定道路、当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準	路外駐車場 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準	都市公園 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準	建築物 移動等円滑化基準	・必要となる情報を適切に提供 ・適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う ・特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な措置及び助言	A ご意見を踏まえて修正します。 各移動等円滑化基準の概要について、参考資料として方針に記載します。
公共交通 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準													
道路 移動等円滑化基準	特定道路、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行う時、当該特定道路、当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準													
路外駐車場 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準													
都市公園 移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準													
建築物 移動等円滑化基準	・必要となる情報を適切に提供 ・適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う ・特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な措置及び助言													
102	2章	41	「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」の策定年度を記載下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 策定年度を記載します。										
103	2章	41	「促進方針の策定のための取組みでは、まちあるき・・・多くの意見を伺いました。」とあります。「移動等円滑化の促進に関し、まちあるき・・・多くの意見を伺いました。」と分かり易く、表題との関係が分かる様に記載する事を再考下さい。 あるいは、「ワークショップでは、バリアフリー円滑化に向けて、様々な意見を頂きました。」等の記載を再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。										
104	2章	41	「促進方針では、それらの意見を踏まえ、」と記載されています。 「本書作成において、それらの意見を踏まえ、」、あるいは「バリアフリー円滑化に向けて、それらの意見を踏まえ、」と記述の変更をされる事を記載します。	A ご意見を踏まえて修正します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。										

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
105	2章	41	<p>下記文章、以下再考下さい。  さらに、それらの事項については、以下のとおり、バリアフリー法に基づき国土交通省が作成した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」など、関連するガイドライン(以下、ガイドライン等)において、望ましい整備や目安として、示されている内容と、それらガイドライン等に示されていない内容に分けて整理しました。  「それらの事項について」とは、どのような意味ですか。ワークジョブでの、バリアフリー円滑化に向けた当事者からの様々な意見の意味であれば、その様に記載下さい。</p>	A <p>ご意見を踏まえて修正します。  文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。</p>
106	2章	41	<p>下記文章、以下再考下さい。  さらに、それらの事項については、以下のとおり、バリアフリー法に基づき国土交通省が作成した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」など、関連するガイドライン(以下、ガイドライン等)において、望ましい整備や目安として、示されている内容と、それらガイドライン等に示されていない内容に分けて整理しました。  「望ましい整備や目安として示されている内容と、それらガイドライン等に示されていない内容に分けて整理しました。」の記述を分かり易く記載下さい。「ガイドラインで推奨される整備水準、整備内容と、当事者が望む整備内容に分け、バリアフリー円滑化適合基準を整理し、配慮事項としてとりまとめました。」との記述等の再考を願います。</p>	A <p>ご意見を踏まえて修正します。  文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。</p>
107	2章	41	<p>下記文章、以下再考下さい。  さらに、それらの事項については、以下のとおり、バリアフリー法に基づき国土交通省が作成した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」など、関連するガイドライン(以下、ガイドライン等)において、望ましい整備や目安として、示されている内容と、それらガイドライン等に示されていない内容に分けて整理しました。  「以下のとおり」と記載されて、本文中に下記が挿入されています。再考下さい。(削除され、文章で分る様に熟考下さい。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・ : ガイドライン等に示されている内容  ★ : ガイドライン等に示されていない内容  太字 : まちあるきワークショップや団体ヒアリング等で特に意見の多かった内容</p> </div>	A <p>ご意見を踏まえて修正します。  文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方														
108	2章	41	「施設の新設若しくは改修や日頃の維持管理の際などに、施設管理者等がガイドライン等と併せて、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえ」と記載されています。これらの配慮事項とは、何を具体的に示すか再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。														
109	2章	41	「施設の新設若しくは改修や日頃の維持管理の際などに、施設管理者等がガイドライン等と併せて、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえ」と記載されています。本文章までのどこに「配慮事項」と記されていません、再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。														
110	2章	41	「促進方針の策定のためのまちあるきワークショップや」と記載されています。「促進方針の策定のため」の記述再考下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。														
111	2章	41	下記表が、何の説明もなく記載されています。本文に「下記の」とか「下記に示す」とか記述するか、再考下さい。不親切です。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>&lt;施設別&gt;</th> <th>&lt;項目別&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鉄道駅</td> <td>(7) 施設と道路の連携</td> </tr> <tr> <td>(2) バス</td> <td>(8) 視覚障害者誘導用ブロック</td> </tr> <tr> <td>(3) タクシー</td> <td>(9) 階段・エレベーター等</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路・信号機</td> <td>(10) 便所（トイレ）</td> </tr> <tr> <td>(5) 建築物・駐車場</td> <td>(11) 標識・案内設備</td> </tr> <tr> <td>(6) 公園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<施設別>	<項目別>	(1) 鉄道駅	(7) 施設と道路の連携	(2) バス	(8) 視覚障害者誘導用ブロック	(3) タクシー	(9) 階段・エレベーター等	(4) 道路・信号機	(10) 便所（トイレ）	(5) 建築物・駐車場	(11) 標識・案内設備	(6) 公園		A ご意見を踏まえて修正します。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
<施設別>	<項目別>																	
(1) 鉄道駅	(7) 施設と道路の連携																	
(2) バス	(8) 視覚障害者誘導用ブロック																	
(3) タクシー	(9) 階段・エレベーター等																	
(4) 道路・信号機	(10) 便所（トイレ）																	
(5) 建築物・駐車場	(11) 標識・案内設備																	
(6) 公園																		
112	2章	42	白紙なのは、何ですか。	F ご質問に回答します。 方針のP.43以降に記載の施設別、項目別の配慮事項について、見開きでの読みやすさを考慮し、白紙にしています。 文章等について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。														
113	2章	43	「関係法令やガイドライン等の改正内容も踏まえ」と記載されています。ガイドラインはこれまで改正されていますが、今後の改正内容が、記述の意味ですか。	F ご質問に回答します。 今後の改正内容が記述の意味です。														
114	2章	43	ホームドア及びホームと車両の段差や隙間の改良の整備済みの駅の数を教示下さい。	F ご質問に回答します。 ホームドアについては、令和2年度末で区境駅を含む49駅中41駅で整備されています。 ホームと車両の段差や隙間対策については、令和2年度末で区境駅を含む49駅中33駅で実施しています。														
115	2章	43	P43～62まで全部の「促進方針における配慮事項」の記述の再考願います。	A ご意見を踏まえて修正します。 方針のP.43からP.62の表について、「促進方針における配慮事項」を「バリアフリー化促進に向けた配慮事項」に修正します。														

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
116	2章	43	写真は、写真下の文章を的確に反映していないものが多いです。その部分を○で表示するか、拡大表示する等の工夫願います。P43の左の写真不要です。	A ご意見を踏まえて修正します。 方針のP.43からP.62の写真について、写真下の文章が示す内容がより分かりやすくなるよう、写真に図を追記するなど、表現を工夫します。 また、方針のP.43の左下の写真については、ホームと車両の段差解消のための整備内容が分かるよう、使用しています。
117	2章	43	P43～62までのカラー写真をできるだけ削減する事を検討下さい。	E ご意見として伺います。 写真については、方針で示すバリアフリー化促進に向けた配慮事項が分かりやすくなるよう、使用しています。
118	2章	44	「国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ」と記載されています。国の定める各施設の移動等円滑化の目標であり、大規模駅ではバリアフリールートの複数化と記載されています。記述内容の再考下さい。	E ご意見として伺います。 区は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号）」で示すバリアフリールートの複数化の考え方を踏まえ、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、可能な限り2ルート目のバリアフリールートの確保に取り組む必要があると考えています。
119	2章	44	「促進方針を通じて働きかけを進めていきます。」と記載されています。促進方針を通じての働きかけを具体的に教示下さい。分かり易い記述に再考下さい。	F ご質問に回答します。 促進方針を通じての働きかけについては、方針のP.118からP.121に記載しています。 また、文章について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
120	2章	45～62	読みやすい、分かり易い記述として下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 文章等について、より読みやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
121	2章	45～62	表中の記述方法に留意下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 文章等について、より読みやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
122	2章	45～62	図中の小さな文字が読めません。また、図中のゴシック文字(P50)再考下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 文章等について、より読みやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
123	2章	49	<p>現在、新宿区内の視覚障害者用音響信号の稼働時間は、午前8時から午後8時となっており、視覚障害者の外出時間を制限しています。周辺地域への騒音問題という理由からの時間設定だと思いますが、押し釦を押したときだけ作動する機器の使用や、音量を調整できる機器の使用により、騒音問題は解決できると思います。午前8時から午後8時までは押し釦を押さなくても稼働し、午後8時から午前8時までは押し釦を押すと作動するというのが妥当な設定だと思います。ご検討いただけると幸いです。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに、夜間早朝における音響式信号機の音響時間帯の設定については、関係機関と連携していきます。</p>
124	2章	49	<p>音響式信号機(タッチ式押しボタン箱型)や、スマホとの連携で信号の状態をスマホ音声で知らせてくれる機能を付加したもの(高度化PICS)、これらの音響式信号機の増設を促進させ、設置場所にあたっては当該利用者である視覚障害者、特にそのエリアに居住する視覚障害者の意見を取り入れてほしいです。</p> <p>従来型の音響式信号機は地域住民との騒音問題で夜間、早朝の音響は止められています。また、音響式信号機の設置はいつの間にか設置され、自分の知らない間に設置場所が選ばれています。限られた予算でどんどん増やすわけには行かないとも聞いています。そうであれば、想定される利用者から意見を求め、移動等円滑化の推進にかなう場所の選定をしてほしいと思います。</p> <p>設置、整備の最終権限は警察庁、警視庁だと思いますが、自治体、利用者の意見も配慮されると思いますので、働きかけ支援をよろしくお願ひします。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに、音響式信号機の整備推進や、スマートフォンのアプリに連動して作動する音響式信号機の導入など、関係機関と連携していきます。</p>
125	2章	49	<p>コモレ四谷周辺の横断歩道において、歩道と車道の段差がほとんどなく、高齢者がつまずきにくく歩きやすかった。こういった整備が少しずつ区全体に広がるとよい。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 横断歩道における歩道と車道の段差については、高齢者や車椅子使用者、視覚障害者等の全ての人が安全に移動し、歩車道の境界を認識できるよう取り組んでいきます。</p>
126	2章	49	<p>幹線道路の横断歩道を高齢者が渡る際、青信号の時間が短く、渡りきることができないので、青時間を延長してほしい。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに、幹線道路における青延長用押しボタン付き信号機の整備については、関係機関と連携していきます。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
127	2章	49	<p>4車線相互交差点の主道路の横断歩道の青時間の見直しに関し、外苑東通りと早大通り(共に4車線道路です。)の交差点の「早稲田鶴巻町東交差点」の外苑東通りの横断歩道の青時間は計測の結果33秒です。当横断歩道の長さ(歩道端から歩道端の長さ)は22mで、歩行速度1m/秒とすれば、青時間内に横断可能ですが、高齢者にとって、青時間33秒は短く、横断歩道上で立ち止まる状況が、度々見られます。横断歩道の青時間の見直しを交通管理者に指摘願います。</p> <p>なお、新目白通りと外苑東通りの鶴巻町交差点での、外苑東通り、新目白通りの横断歩道の青時間は、それぞれ52秒、59秒でした。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 ご意見は交通管理者に伝えるとともに、幹線道路における青延長用押しボタン付き信号機の整備については、関係機関と連携していきます。</p>
128	2章	50	<p>車道の自転車専用通行帯を全て青色で着色してほしい。青色の部分が途中でなくなると、車が自転車専用通行帯に気づきにくく、車と自転車が交錯するのをよく見かけるので危ないと思う。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。 自転車通行空間については、青色で着色した自転車専用通行帯による整備を基本とし、通行帯の幅員が確保できない場合には、自転車ナビマーク・ナビラインにより通行帯との連続性を確保することで、歩行者、自転車のそれぞれが安全に安心して通行できるよう取り組んでいきます。 ご意見を踏まえ、取組みの内容について、より丁寧な記載にします。</p>
129	2章	50	<p>子ども連れの親や妊婦にとって、歩道内での自転車の通行は常に危険を感じます。また、子どもを乗せた自転車で車道を通行しているときも、路上駐車や車との接触が怖く、歩道を通行してしまうことがあります。そのため、区内で見かける青色で塗り分けた自転車専用通行帯の整備を進めてほしいです。マークやラインだけでなく、色で着色した方が、車と自転車を分離することができ、少なからず路上駐車も減るのではないかと思います。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。 自転車通行空間については、青色で着色した自転車専用通行帯による整備を基本とし、通行帯の幅員が確保できない場合には、自転車ナビマーク・ナビラインにより通行帯との連続性を確保することで、歩行者、自転車のそれぞれが安全に安心して通行できるよう取り組んでいきます。 ご意見を踏まえ、取組みの内容について、より丁寧な記載にします。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
130	2章	53	<p>公共施設への誘導システムにNaviLensを実験的に導入して欲しいです。</p> <p>スマホのアプリケーションと独自のQRコードを利用したナビゲーションシステムがスペインで開発され、バルセロナ市内では実用化され、国内では神戸市が検討段階に入っています。</p> <p>国内では、まだ実用化した自治体はありませんが、限られたスペースでの実験的試みが着実に広まりつつあります。関連URLを参照していただければと思います。</p> <p>【関連URL】<a href="https://free.navilens.com/">https://free.navilens.com/</a></p> <p>視覚障害者用ナビとしては、設置やメンテナンスにローコストで済むQRコードとスマホアプリとの組み合わせが最良と思います。</p> <p>私は新宿区役所の玄関までは単独歩行で、どうにか行けますが、屋内に入り、たびたび用事のある障害者福祉課には単独ではいけません。選挙会場の建物までは一人で行けませんが、投票会場には一人で行けません。</p> <p>NaviLensは単に印刷タグを張るだけで誘導できます。屋内用のNaviLensは設置も撤収もローコストで可能です。NaviLensのタグを張っていただければ、私は一人で障害者福祉課にも選挙会場にも、一般図書館にも一人で行けます。公共施設の屋内の誘導にNaviLensを検討していただけないでしょうか。まずはテスト導入からでもかまいません。NaviLensの有用性が実証されるとと思います。</p>	D
131	2章	55	<p>中落合に住んでいる現在妊娠9ヶ月の妊婦です。私はよく落合南長崎駅や下落合駅を利用するのですが、山手通りと比べると道幅が狭く、車道に自転車用の通路の表示がしてあっても車が停まっているせいか歩道を猛スピードで走る自転車が、かなり歩くのに危険を感じます。妊娠4ヶ月ごろはウーバーイーツのリュックを背負った自転車が狭い所を追い越そうとして軽く接触されました。また、子供を乗せたママチャリは車道は危険と判断するのか大きな自転車で歩道に来ることがあります。</p> <p>おなかが大きくなっているのもあり、すぐに避けたりするのも難しく、産後ベビーカーをつかうようになってもいつか怪我するんじゃないかと怖いです。山手通りまでと行かなくても歩道がもう少し広かったら怖い思いをせず、買い物に行けるかなと思い、パブリックコメントすることにしました。参考にしていただけましたら嬉しいです。よろしくをお願いします。</p>	C



No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
132	3章	66～107	<p>記載の「地域の主な現況と課題」に関し、「地域の主な現況と課題」について、写真で代替されていますが、都市マスに各地の課題が要約されていますので、それを用いる事を検討下さい。</p> <p>本書の読者は、区民ですので地域の状況は写真を用いなくても文章で理解可能と考えます。(印刷費が高価となり、販売価格が高価となる写真使用を最小限とする配慮の検討を願います。)</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 都市マスタープランでは、まちづくりに関する幅広い視点で地域の主な特徴を示しているのに対し、方針では、バリアフリーに関する視点で地域の主な現況と課題を示しています。 写真については、方針で示すバリアフリー化に関する地域の主な課題が分かりやすくなるよう、使用しています。</p>
133	3章	76	<p>方針図について、他地区の方針図も同様な疑問です。赤点線の区域は、促進地区ですか。教示下さい。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 方針では、区全域を「移動等円滑化促進地区」に設定します。 方針図の赤点線は、「移動等円滑化促進地区」の区域を示したのではなく、地域の主なバリアフリー化に向けた取組みの主な対象となる範囲を記載したものです。</p>
134	3章	76	<p>P76の4の地区には、2つの生活関連施設が立地していません。地区設定の要件を満たしているか、その範囲が代用であるか記載下さい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 方針図の赤点線は、「移動等円滑化促進地区」の区域を示したのではなく、地域の主なバリアフリー化に向けた取組みの主な対象となる範囲を記載したものです。</p>
135	3章	76	<p>赤点線の大きさの設定根拠記載下さい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 方針図の赤点線は、「移動等円滑化促進地区」の区域を示したのではなく、地域の主なバリアフリー化に向けた取組みの主な対象となる範囲を記載したものです。</p>
136	3章	76	<p>P76の3の地区は、江戸川橋通りを示していますが、このような線的な促進地区の選定はあるのですか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 方針図の赤点線は、「移動等円滑化促進地区」の区域を示したのではなく、地域の主なバリアフリー化に向けた取組みの主な対象となる範囲を記載したものです。</p>
137	3章	96	<p>落合地区中井通りは歩道と車道の境界線が白線でしか分かれておらず、歩道はかなり狭いため、障害があり、歩行が安定して出来ない方にとってはかなり危険だと感じられます。</p>	<p>C</p> <p>ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 中井通りは自転車通行空間の整備予定路線であり、歩行者の安全対策とともに、安全に安心して通行できる道づくりに取り組んでいきます。</p>

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
138	3章	96	大江戸線中井駅は左側通行となっているが、狭く、視覚にのみ障がいのある方は点字ブロックまでたどりつく事はできると思いますが、ヘルパーつきの知的も重複した障がいの方などは歩行しづらいので改善をお願いしたいです。	C ご意見の趣旨に沿って方針を推進します。 ご意見は鉄道事業者に伝えるとともに、鉄道駅における利便性の高いバリアフリールート of 整備など、関係機関と連携していきます。
139	3章	96	西落合に住んでいるものです。この地域は自動車の通過交通も多く、自転車と歩行者が錯綜することがしばしば見られます。道路を広げるとまではいなくても、方針に書かれているとおり、安全対策や自転車通行空間の整備など、ぜひお願いいたします。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 歩行者の安全対策や自転車通行空間などを推進しながら、安全で安心して通行できる道づくりに取り組んでいきます。
140	4章	110	内部障害の用語解説記載下さい。身体障害者と記述されず、内部障害と特筆された事由を教示下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 内部障害について、用語解説に追記します。 方針では、外見では障害があることがわかりにくい人がいることに配慮するため、肢体不自由を含む身体障害ではなく、内部障害と記載しています。
141	4章	110	配慮事項(基本的な事項)と記されていますが、「心のバリアフリー促進に向けた基本的配慮事項」と一目でわかる様に記載下さい。(P111も同様です。)	A ご意見を踏まえて修正します。 方針のP.110の表について、「配慮事項(基本的な事項)」を「こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項(基本的な事項)」に修正します。 また、方針のP.111の表についても、「配慮事項(個別事項)」を「こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項(個別事項)」に修正します。
142	4章	113	新型コロナウイルス感染症の影響により、会議のリモート化が進む一方で、一部の障害者には、リモートでの会議参加が困難です。そういったことにも配慮し、必要に応じた支援をお願いします。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 「新しい生活様式(「ニューノーマル」)」においても、支援が必要な人がいることに留意します。
143	4章	118	フローが見難いので、もっとセンスのあるフロー作成を期待します。	G ご意見を踏まえて対応します。 本図について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
144	4章	121	本「円滑化促進方針」の計画期間、実施状況の調査・分析・評価を何年毎に行うか、本書の前段で記載下さい。	E ご意見として伺います。 方針の周知啓発や方針に基づく整備の確認など、方針策定後の進め方について読みやすさを考慮し、「第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて」にまとめて記載しています。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
145	4章	121	計画期間として、第1章で記載すべきでしょう。	E ご意見として伺います。 方針の周知啓発や方針に基づく整備の確認など、方針策定後の進め方について読みやすさを考慮し、「第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて」にまとめて記載しています。
146	4章	121	本「円滑化促進方針」の策定後、国のマニュアルでは基本構想の策定となっています。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進」の全体の工程、フローを明らかにして頂きたい。また、各特定事業計画策定のスケジュールを教示下さい。	F ご質問に回答します。 方針策定後は、「第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて」に記載のとおり、区内全域のバリアフリー化に向け、方針の周知啓発や方針に基づく関係事業者との個別協議に取り組んでいきます。 その後、方針に基づいた整備状況や、まちづくりの動向により、必要に応じて特定事業計画の策定を検討していきます。
147	その他	-	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)の制定年度(H12年)を記して下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」の用語解説について、制定年度を記載します。
148	その他	-	特定事業計画の用語解説が巻末に記載されています。以下について再考願います。 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に規定されている公共交通、道路、交通安全施設について、バリアフリー化の具体的内容、配慮すべき重要事項、実施予定期間を明示した計画である旨を記載下さい。(第7、10、11条)	A ご意見を踏まえて修正します。 特定事業計画の用語解説について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」に規定されている公共交通、道路、交通安全施設についてバリアフリー化の具体的内容、配慮すべき重要事項、実施予定期間を明示した計画であることを記載します。
149	その他	-	特定事業計画の用語解説が巻末に記載されています。以下について再考願います。 P127では新宿区交通バリアフリー基本構想に基づきと記載されていますが、上記に記す様に、法律に基づく計画である旨を記載下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 特定事業計画の用語解説について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」に基づく事業計画であることを記載します。
150	その他	-	本書の理解を深めるため、改正バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正概要を、国土交通省の資料を用い、本書に記載下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正概要について、参考資料として方針に記載します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
151	その他	-	策定の背景について、ハートビル法、交通バリアフリー法、バリアフリー法に関する社会的背景と経緯の記載を望みます。	A ご意見を踏まえて修正します。 関係する法律に関する社会的背景と経緯について、参考資料として方針に記載します。
152	その他	-	策定の背景について、改正バリアフリー法に関する社会的背景と経緯(H30.12「ユニバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)」の公布・施行や、オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要が生じていたことを背景に、施行された事)の記載を望みます。	A ご意見を踏まえて修正します。 関係する法律に関する社会的背景と経緯について、参考資料として方針に記載します。
153	その他	-	協議会の要綱、委員会名簿を最終報告書に記載下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会」の設置要綱及び委員名簿について、参考資料として方針に記載します。
154	その他	-	ヒアリング、アンケート調査の結果概要を本書に添付される予定はありますか。 別途、協議会の報告書を作成する予定ありますか。教示下さい。	F ご質問に回答します。 ヒアリングやアンケート調査での意見については、方針に十分反映していることから、添付する予定はありません。 また、「新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会」の資料や議事要旨については、区のホームページに掲載しています。
155	その他	-	まちあるきワークショップの結果概要を本書に添付される予定はありますか。	F ご質問に回答します。 まちあるきワークショップでの意見については、方針に十分反映していることから、添付する予定はありません。
156	その他	-	用語解説の内容が分りにくいです。再考下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 用語解説の内容がより分かりやすくなるよう、表現を工夫します。
157	その他	-	エスコートゾーンの説明は、用語解説にあるが、分かりづらいので再考下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 用語解説の内容がより分かりやすくなるよう、表現を工夫します。 また、エスコートゾーンについては、方針のP.49に写真を掲載しています。
158	その他	-	交通政策基本法、差別解消法の概要を脚注下さい。(用語集にありません。)	A ご意見を踏まえて修正します。 交通政策基本法及び障害者差別解消法について、用語解説に追記します。

No.	章	ページ	意見要旨	区の考え方
159	その他	-	交通政策基本法、差別解消法、区の関連計画等の策定年度を記載下さい。	G ご意見を踏まえて対応します。 策定年度を記載します。
160	その他	-	道路移動等円滑化基準の用語の説明を記載下さい。	A ご意見を踏まえて修正します。 道路移動等円滑化基準について、用語解説に追記します。